

# 城西短期大学学則

# 城西短期大学学則

## 第1章 総 則

(目的、自己点検・評価及び教育内容等改善のための組織的な研修)

第1条 本学は、建学の精神「学問による人間形成」に基づき、教育基本法並びに学校教育法の定めるところにしたがい、日本人独特の倫理観と幅広い文化的教養を基盤とし、より深い専門知識と能力の涵養をはかり、もって誇り高い人材を育成するとともに、地域社会及び国際社会に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学では、教育研究水準の向上を図り、前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価及び公表を実施するために必要な事項は、別に定める。

第1条の3 本学では、教育の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 前項の実施に関する必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員、教育研究上の目的及び修業年限

(学科・学生定員及び教育研究上の目的)

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ビジネス総合学科	120	240

2 ビジネス総合学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

社会における情報化・国際化のニーズにこたえられる実務処理能力とビジネス・マインドを兼ね備えた人材の育成を目指す。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、後学期入学生については、原則10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を、次の2学期に分ける。

前 学 期	4月1日から9月30日まで
後 学 期	10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定により年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含む 35 週とする。
- 3 学長は、必要により後学期授業開始日を変更することができる。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

開学記念日 4月 20日

春期休業 3月 8日から3月 31日まで

夏期休業 8月 6日から9月 20日まで

冬期休業 12月 25日から翌年1月 5日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 入学、留学、退学及び休学

(入学時期)

第7条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上あること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定した者を、文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、相当の年令に達した者

(入学の出願)

第9条 本学に入學を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。  
提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入學志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、契約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入學料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入學手続きを完了した者に、入學を許可する。

(再入学、転入学、転学、留學)

第12条の1 正当な事由で退學した者が当該学科に再入學を志望したときは、選考のうえ、相当年次に入學を許可することがある。

2 他の短期大学から転入學を希望する者があったときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入學を許可することがある。

3 前項の規定により入學を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

4 本学から他の短期大学に転學を希望する者は、所定の手続きを経て、学長の許可を得なければならない。

第12条の2 教育上有益と認められるときは、学生は本学が協定し又は認定した外国の短期大学・大学の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について、修得した単位は30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

第12条の3 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入學する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入學した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。但し、転入學については適用しない。

(退 学)

第13条 退學をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第14条 病気その他止むを得ない事由により休學しようとする者は、保証人連署の休學願を提出のうえ学長に願ひ出て、その許可を得て休學することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長が休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 15 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。但し、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 3 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 16 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。但し、学年又は学期の始めでなければ復学できない。

(除籍)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

(1) 第 3 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 15 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

#### 第 4 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 18 条 授業科目を分けて、基本科目・専門科目及び関連科目とする。

2 前項の科目は、必修・選択の 2 種とし、講義・演習・実習により行う。

3 授業科目の種類、単位数等は別表第 2 のとおりとする。

第 19 条 (削除)

(単位の計算方法)

第 20 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 教育上有益と認められる場合には、他の大学又は短期大学との協議に基づき学生に当該授業

科目を履修させることができる。なお、これにより修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位として単位を与えることができる。

- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を教室等以外の場所で履修することができる。これにより修得する単位数は30単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第22条 試験の評価は、S、A、B、C、Fをもって表し、C以上を合格とする。

## 第5章 卒業等

(卒業の要件)

第23条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、次に定める必要な単位以上を修得しなければならない。

ビジネス総合学科

基本科目	16単位	} 外、18単位以上選択必修
専門科目	28単位	
関連科目		
関連科目(語学教育センター講座)		
計	62単位	

第24条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 本学入学前に本学のカリキュラムに則して一定の単位を修得したものが本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を修得したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の二分の一を越えてはならない。

- 3 前項の規定により卒業した者には、本学学位規定に定めるところにより次の学位を授与する。

ビジネス総合学科 短期大学士(ビジネス総合)

第25条 (削除)

## 第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料等の金額)

第26条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備費の金額は、別表第1-1のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第 27 条 授業料及び施設設備費は、次により納入しなければならない。

但し、特別事情があると認められる者は、延納を認めることができる。

(1) 授業料の前期納期は 4 月中、後期納期は 10 月中の 2 期に分ける。

(2) 施設設備費の納入は、授業料と同時とする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 28 条 学期の途中で退学した者は、当該期分の授業料及び施設設備費を納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料及び施設設備費は、納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第 29 条 休学を許可された者は、当該期間の授業料及び施設設備費の納入を不要とし、別表第

1-1 に定める休学在籍料を納めなければならない。

第 30 条 (削 除)

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 31 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月まで授業料等を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第 32 条 納付した入学検定料、入学金、授業料及び施設設備費は、原則として返還しない。

## 第 7 章 職員組織

第 33 条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び別に定める事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第 34 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(教授会の構成)

第 35 条 教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授、その他の職員を加えることができる。

(その他)

第 36 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 37 条 本学全般の共通事項について、審議するための執行部会議を置く。

2 執行部会議に関する事項は、別に定める。

## 第 8 章 (削 除)

第 38 条 (削 除)

第 39 条 (削 除)

第 40 条 (削 除)

第 41 条 (削 除)

第 42 条 (削 除)

第 43 条 (削 除)

第 44 条 (削 除)

第 45 条 (削 除)

第 46 条 (削 除)

### 第 9 章 科目等履修生，外国人留学生，帰国生徒学生及び社会人学生

(科目等履修生)

第 47 条 本学において，特定の授業科目を履修することを志願する者は，本学の教育に支障がない限りにおいて，選考のうえ，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の授業料その他納付金は，別表第 1 - 1 による。

3 科目等履修生に関して必要な事項は，別に定める。

(外国人留学生，帰国生徒学生及び社会人学生)

第 48 条 外国人留学生，帰国生徒学生及び社会人学生が本学に入学を願い出た場合は，選考のうえ，入学を許可することがある。

2 外国人留学生，帰国生徒学生及び社会人学生については，本学学生に関する規程を準用するほか，必要な事項は別に定める。

### 第 10 章 賞 罰

(表 彰)

第 49 条 学生として表彰に値する行為があった者は，教授会の審議を経て，学長が表彰する。

(罰 則)

第 50 条 本学の規則に違反し，又，学生として本分に反する行為があった者は，教授会の審議を経て，学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

3 懲戒に関する事項は，別に定める。

4 次の各号のいずれかに該当する者は，退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し，その他の学生として本分に著しく反した者



## 第11章 語学教育センター

(語学教育センター)

第51条 本学に語学教育センターを置く。

- 2 語学センターに関する規程は別に定める。
- 3 語学センターが開設する授業科目は、短期大学等の許可を得て履修することができる。

## 第12章 図書館

(図書館)

第52条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館の管理運営その他必要な事項は別に定める。

## 第13章 水田美術館

(水田美術館)

第53条 本学に、水田美術館を置く。

- 2 水田美術館の管理運営その他必要な事項は別に定める。

## 第14章 公開講座

第54条 本学に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関する規程は、別に定める。

## 第15章 雑 則

第55条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他、この施行について必要な細則は、別に定める。

## 第16章 改 正

第56条 この規定の改正は、理事会の議を経て、理事長が行う。

付 則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

- 2 昭和58年度における総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	総定員	学科及び専攻課程	総定員
経営学科		文学科	
経営実務専攻	50	日本文学専攻	50
秘書専攻	50	英米文学専攻	50

付 則 この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 第9条別表第2のうち各学科、専攻の必修科目以外の新設科目及び名称変更科目は昭和60年度以前に入学した学生についても適用する。
- 3 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 専攻	昭和 61 年度		昭和 62 年度～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営学科 経営実務専攻	100 人	150 人	100 人	200 人	50 人	150 人
秘書専攻	100	150	100	200	50	150
文学科 日本文学専攻	100	150	100	200	50	150
英米文学専攻	100	150	100	200	50	150
計	400	600	400	800	200	600

付 則 この改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 18 条別表第 2 については、昭和 61 年度以前に入学した学生についても適用する。

付 則 この改正は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 新設科目「基礎スペイン語」「日常スペイン語」は、平成 8 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、入学定員は、平成 12 年度～平成 16 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 \ 学科 専攻	経 営 学 科		文 学 科	
	経営実務専攻	秘 書 専 攻	日本文学専攻	英米文学専攻
平成 12 年度	95	95	95	95
平成 13 年度	90	90	90	90
平成 14 年度	85	85	85	85
平成 15 年度	80	80	80	80
平成 16 年度	75	75	75	75

3 新設科目「韓国語Ⅰ」「海外ハングル語研修」は、平成 11 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定にかかわらず、入学定員は、平成 13 年度～平成 16 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 \ 学科	経営情報実務学科	現 代 文 化 学 科
	平成 13 年度	130
平成 14 年度	120	120
平成 15 年度	110	110
平成 16 年度	100	100

付 則 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 専門科目および共通科目の履修方法における単位取得範囲削除、並びに新設科目「キャリア発見演習Ⅰ～Ⅶ」は、平成 13 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 新設科目「公務員基礎演習Ⅰ～Ⅲ」「公務員準備ゼミナール」「生活と文化Ⅰ・Ⅱ」「英会話Ⅱ」は、平成 15 年度入学生より適用する。

付 則 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正条文第 23 条，別表第 2

- 2 新設科目「デザインの基礎」「映像制作の基礎」「フランス語Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」は、平成16年度入学生より適用する。
- 付 則 この改正は、平成17年12月1日から施行する。  
改正条文 第24条の2
- 付 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。  
改正条文 第2条, 第18条の3 (別表第2), 第23条, 第24条の2
- 2 関連科目の「現代社会と法Ⅰ (日本国憲法)」および「現代社会と法Ⅱ (国際法含む)」については、平成17年度入学生より適用する。  
なお、その他、平成17年度以前の入学生は旧学則を適用する。
- 付 則 この改正は、平成18年6月1日から施行する。  
追加条文 第24条の2
- 2 第24条の2は、平成18年度入学生より適用する。
- 付 則 この改正は、平成19年4月1日から施行する。  
改正条文 第33条, 第35条
- 2 平成19年3月31日以前に任用された専任講師については、経過措置として現行どおりとすることができる。
- 付 則 この改正は、平成20年4月1日から施行する。  
改正条文 第18条の3 (別表第2)
- 付 則 この改正は、平成20年6月1日から施行する。  
改正条文 第7条
- 付 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。  
改正条文 第1条, 第1条の2, 第1条の3, 第2条, 第12条の2, 第12条の3, 第18条の3 (別表第2)
- 2 「スポーツリーダー入門」(関連科目)は平成20年度入学生より適用する。
- 付 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。  
改正条文 第18条の3 (別表第2), 第23条
- 付 則 この改正は、平成23年4月1日から施行する。  
改正条文 第4条, 第18条の3 (別表第2), 第23条, 第51条, 第52条, 第53条, 第55条, 第56条
- 付 則 この改正は、平成25年4月1日から施行する。  
改正条文 第2条, 第8条, 第11条, 第18条の3 (別表第2)
- 付 則 この改正は、平成26年4月1日から施行する。  
改正条文 第1条, 第18条の3 (別表第2), 第22条

- 2 新設科目「金融論 A・B」「プロジェクト演習」「世界の中の日本」「地域と大学」「Academic Skills」「Literacy」「Area Studies」「Comparative Culture」「情報分析 A・B」「地球環境論 A・B」「日本経済論 A・B」「産業経済論 A・B」「マーケティング論 A・B」「パブリックコミュニケーション A・B」は、平成 25 年度入学生より適用する。
- 付 則 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
改正条文 第 12 条, 第 17 条, 第 18 条の 3 (別表第 2), 第 34 条, 第 49 条, 第 50 条
- 付 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
改正条文 第 18 条の 3 (別表第 2), 第 20 条
- 2 新設科目「外国語・文化研修(ヨーロッパ)」は平成 27 年度入学生より適用する。
- 付 則 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
改正条文 第 4 条, 第 5 条の 3, 第 14 条, 第 18 条の 2, 第 18 条の 3 (別表第 2), 第 29 条, 別表第 1-1
- 2 第 29 条, 別表第 1-1 は、平成 27 年度入学生より適用する。
- 付 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
改正条文 第 8 条, 第 17 条, 第 18 条別表第 2, 第 26 条別表第 1-1, 第 50 条
- 付 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
改正条文 第 6 条
- 付 則 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
改正条文 第 18 条の 3 (別表第 2), 第 23 条, 別表第 1-1
- 付 則 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
改正条文 第 18 条の 3 (別表第 2)

入学検定料・入学金及び授業料等

別表第1—1

学納金	学生種別 学 生 (外国人留学生・帰国生徒学生 ・社会人学生を含む)	科目等履修生	
		本学卒業生	本学卒業生以外
		円	円
入 学 検 定 料	35,000	5,000	25,000
入 学 金	150,000		
授 業 料	670,000	1 単位に付 16,000	1 単位に付 16,000
施 設 設 備 費	1 年次 284,000 (入学手続時 100,000 含む) 2 年次 184,000		
科目等履修生在籍料		30,000	30,000
<p>(注) 施設設備費は下記のとおり納入するものとする。</p> <p>初年度 入学手続時及び後期(10月)に分納 ただし、後期休学をする場合は、年額徴収分の半額を納めること。</p> <p>次年度 前期(4月)</p> <p>2. 休学を許可された者は、下記のとおり休学在籍料を納めること。 ただし、入学時前期に休学を許可された者は休学を開始する学期の学納金は全額を納めること。</p> <p>半期休学 60,000 円 1 年休学 120,000 円</p>			

授業科目及び単位数

別表第2

1. ビジネス総合学科

(1) 基本科目

授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
	必修	選択	
基礎ゼミナールA	2		1) 基本科目 16 単位必修  外国人留学生対象科目 (コミュニケーション基礎英語A・B・ C・Dに読み替える)
基礎ゼミナールB	2		
コミュニケーション基礎英語A	2		
コミュニケーション基礎英語B	2		
コミュニケーション基礎英語C	2		
コミュニケーション基礎英語D	2		
日本語 I A (留学生対象科目)	2		
日本語 I B (留学生対象科目)	2		
日本語 II A (留学生対象科目)	2		
日本語 II B (留学生対象科目)	2		
ゼミナールA	2		
ゼミナールB	2		

## (2) 専門科目

授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
	必修	選択	
経営学基礎 I	2		2) 専門科目 4 単位必修
経営学基礎 II	2		3) 専門選択科目 24 単位選択必修
キャリア・デザイン		2	4) 上記 24 単位の他, 専門選択科目・
ビジネス特別講義		2	関連科目中より, 18 単位選択必修
簿記原理		2	
会計学基礎		2	
簿記演習 I		2	
簿記演習 II		2	
経営財務論		2	
経済学基礎 I		2	
経済学基礎 II		2	
マーケティング基礎 I		2	
マーケティング基礎 II		2	
心理学基礎		2	
接客英語 I (CR 英語)		2	
接客英語 II (CR 英語)		2	
経営分析論		2	
公認会計士入門 I		2	
公認会計士入門 II		2	
産業心理学		2	
ビジネス・コミュニケーション I		2	
ビジネス・コミュニケーション II		2	
初級プログラミング演習		2	
中級プログラミング演習		2	
メディア文化論		2	
デザインの基礎		2	
デザイン演習		2	
映像制作の基礎		2	
映像制作演習		2	



授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
	必修	選択	
プレゼンテーション演習		2	}
コンピュータ演習 I		2	
コンピュータ演習 II		2	
情報処理基礎		2	
経営プログラミング演習		2	
ビジネス・コンピューティング演習		2	
コンピュータ会計		2	
インターンシップ I		2	
インターンシップ II		2	
ホテルビジネス入門		2	
ホスピタリティーサービス		2	
地域連携 I		2	
地域連携 II		2	
地域連携 III (まちづくり)		2	
地域連携 IV (まちづくり)		2	
日本語 III		2	
日本語 IV		2	
日本語 V		2	
日本語 VI		2	
日本語 VII		2	
日本語 VIII		2	

## (3) 関連科目

授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
	必修	選択	
文字クリニック I		2	
文字クリニック II		2	
文化論 I		2	
文化論 II		2	
現代社会と法 I (日本国憲法)		2	
現代社会と法 II (国際法含む)		2	
社会学 I		2	
社会学 II		2	
数学入門 I		2	
数学入門 II		2	
健康スポーツ I A		1	
健康スポーツ I B		1	
健康スポーツ II A		1	
健康スポーツ II B		1	
海外研修 I		2	
海外研修 II		2	
海外研修 III		2	
海外研修 IV		2	
英会話 I		2	
英会話 II		2	
中国語 I A		2	
中国語 I B		2	
スペイン語 A		2	
スペイン語 B		2	
フランス語 I A		2	
フランス語 I B		2	
ドイツ語 I A		2	
ドイツ語 I B		2	
韓国語 I A		2	
韓国語 I B		2	

授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
	必修	選択	
English Communication I A		2	} 留学生対象科目
English Communication I B		2	
English Communication II A		2	
English Communication II B		2	
資格英語 I A		2	
資格英語 I B		2	
資格英語 II A		2	
資格英語 II B		2	
日本事情 I		2	
日本事情 II		2	
日本文化研修 I		2	
日本文化研修 II		2	
ジェンダー論 I		2	
ジェンダー論 II		2	
異文化コミュニケーション		2	
世界の中の日本		2	